

「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」（令和4年3月4日付け3農総第378号農林総務課長）新旧対照表

改 正	現 行	備 考
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（取組内容）</p> <p>第4条 週休2日制工事の実施工事の実施取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 請負者は、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下、「週休2日制工事等」という。）に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。<u>なお、毎月第2土曜日を休工とするよう努めるものとする。</u></p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>第5条～第6条（略）</p> <p>（週休2日の取得に要する費用の計上）</p> <p>第7条 週休2日制工事等に取り組んだ工事における週休2日の取得に要する費用の計上については、次によるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 補正率</p> <p>それぞれの経費に休工割合に応じた別表1 <u>－1又は1－2</u>の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、別表2の補正係数を乗じるものとする。また、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</p> <p>（3）（略）</p> <p>付則</p> <p>一～二（略）</p> <p><u>三 この要領は、令和4年7月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（取組内容）</p> <p>第4条 週休2日制工事の実施工事の実施取組内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 請負者は、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下、「週休2日制工事等」という。）に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p>第5条～第6条（略）</p> <p>（週休2日の取得に要する費用の計上）</p> <p>第7条 週休2日制工事等に取り組んだ工事における週休2日の取得に要する費用の計上については、次によるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 補正率</p> <p>それぞれの経費に休工割合に応じた別表1の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、別表2の補正係数を乗じるものとする。また、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</p> <p>（3）（略）</p> <p>付則</p> <p>一～二（略）</p> <p>（新設）</p>	

改 正				現 行				備 考
別表1-1 経費の補正係数 (農地：別紙1を適用する工事)				別表1 経費の補正係数				
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	
	〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満〕	〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満〕		〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上、28.5%未満〕	〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上、25%未満〕	
労務費	1.05	1.03	1.01	労務費	1.05	1.03	1.01	
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	
共通仮設費(率分)	<u>1.05</u>	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	共通仮設費(率分)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	
現場管理費(率分)	<u>1.07</u>	<u>1.05</u>	<u>1.04</u>	現場管理費(率分)	<u>1.06</u>	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	
※ 4週6休未満の工事については補正の対象としない。				※ 4週6休未満の工事については補正の対象としない。				
別表1-2 経費の補正係数 (林務：別紙2を適用する工事)				(新設)				
	<u>4週8休以上</u>	<u>4週7休以上 4週8休未満</u>	<u>4週6休以上 4週7休未満</u>					
	〔 <u>現場閉所率</u> <u>28.5%(8日/28日)</u> <u>以上</u> 〕	〔 <u>現場閉所率</u> <u>25%(7日/28日)</u> <u>以上、28.5%未満</u> 〕	〔 <u>現場閉所率</u> <u>21.4%(6日/28日)</u> <u>以上、25%未満</u> 〕					
<u>労務費</u>	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>					
<u>機械経費(賃料)</u>	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>					
<u>共通仮設費(率分)</u>	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>					
<u>現場管理費(率分)</u>	<u>1.06</u>	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>					
※ <u>4週6休未満の工事については補正の対象としない。</u>								
別表2 (略)				別表2 (略)				

改 正		現 行		備 考
別紙1 土地改良事業等請負工事積算基準		別紙1 土地改良事業等請負工事積算基準		
工種区分	工種内容	工種区分	工種内容	
ほ場整備工事	(略)	ほ場整備工事	(略)	
農用地造成工事	(略)	農用地造成工事	(略)	
舗装工事	(略)	舗装工事	(略)	
道路改良工事	(略)	道路改良工事	(略)	
水路トンネル工事	新設・改修 <u>(支保工、矢板を再建込する作業)</u> 及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は <u>推進工法</u> (作業員が内部で作業する推進工法) による工事及びこれに類する工事を含む。	水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	
水路工事	(略)	水路工事	(略)	
排水路工事	(略)	排水路工事	(略)	
河川工事	(略)	河川工事	(略)	
管水路工事	(略)	管水路工事	(略)	
管更生工事	(略)	管更生工事	(略)	
畑かん施設工事	(略)	畑かん施設工事	(略)	
干拓工事	(略)	干拓工事	(略)	
海岸工事	(略)	海岸工事	(略)	
コンクリート補修工事	(略)	コンクリート補修工事	(略)	
<u>ため池工事</u>	<u>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事</u> <u>堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、ため池附帯構造物(安全施設工等)に類する工事を主体とする工事は除く。</u>	(新設)	(新設)	
その他土木工事(1)	(略)	その他土木工事(1)	(略)	
その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト	その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、 <u>ため池</u>	
フィルダム工事	(略)	フィルダム工事	(略)	
コンクリートダム工事	(略)	コンクリートダム工事	(略)	
施設機械設備等工事	(略)	施設機械設備等工事	(略)	
別紙2～別紙3 (略)		別紙2～別紙3 (略)		

改正

別紙4 (参考1)

(参考1) 「完全週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

別紙4

(口：工事実施日)							完全週休2日取得率 (工事成績評定)			休工割合 (経費の補正)		
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工 週間数	備考	日数	休工日数	備考
準備期間							—	—	施工開始日、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日も含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	—	—	施工開始日、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日も含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	■	□	□	○	1	1	地元条件による同一週の代替休工は認めず。	7	2	
○	□	■	□	□	□	休工	1	1	地元条件による同一週の代替休工は認めず。	7	2	
休工	□	休日 ^{※1} 休工	□	夏季休暇 (3日間)		休工	0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	1	0	地元条件による代替休工であるが、代替が同一週でないことからカウントしない。	7	1	
休工	□	■	□	休日 ^{※1} 休工	□	休工	1	1		7	4	
休工	□	□	□	□	□	雨天休工	1	0	雨天による代替休工は認めない。	7	2	雨天による代替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	1	0	土曜日に工事を実施 (代替休工なし) したためカウントしない。	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	1	1	(削除)	7	2	
□	□	□	□	□	□	一休所付期間	—	—	施工完了日、日曜日～土曜日の場合は、施工完了日も含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が土曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	—	—	施工完了日、日曜日～土曜日の場合は、施工完了日も含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が土曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休日 ^{※1} 休工							—	1	2日間×0.5週間＝1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)	—	—	上記の休工日数に含む。
計							7.5	5.5	5.5週間/7.5週間＝73.2% ^{※2} (≧90%) のため評価対象外	53	16	16日/53日＝30.1% ^{※2} > 4週8件 (28.5%) 4週8件として補正対象

※1 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日
※2 小数第2位切り捨て

別紙4 (参考2) ～別紙5 (略)

様式1 (略)

現行

別紙4 (参考1)

(参考1) 「完全週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

別紙4

(口：工事実施日)							完全週休2日取得率 (工事成績評定)			休工割合 (経費の補正)		
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工 週間数	備考	日数	休工日数	備考
準備期間							—	—	施工開始日、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日も含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	—	—	施工開始日、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日も含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	■	□	□	○	1	1	地元条件による同一週の代替休工は認めず。	7	2	
○	□	■	□	□	□	休工	1	1	地元条件による同一週の代替休工は認めず。	7	2	
休工	□	休日 ^{※1} 休工	□	夏季休暇 (3日間)		休工	0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	1	0	地元条件による代替休工であるが、代替が同一週でないことからカウントしない。	7	1	
休工	□	■	□	休日 ^{※1} 休工	□	休工	1	1		7	4	
休工	□	□	□	□	□	雨天休工	1	0	雨天による代替休工は認めない。	7	2	雨天による代替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	1	0	土曜日に工事を実施 (代替休工なし) したためカウントしない。	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	1	1	日曜日、土曜日に工事を実施 (代替休工なし) したためカウントしない。	7	2	
□	□	□	□	□	□	一休所付期間	—	—	施工完了日、日曜日～土曜日の場合は、施工完了日も含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が土曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	—	—	施工完了日、日曜日～土曜日の場合は、施工完了日も含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が土曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休日 ^{※1} 休工							—	1	2日間×0.5週間＝1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)	—	—	上記の休工日数に含む。
計							7.5	5.5	5.5週間/7.5週間＝73.2% ^{※2} (≧90%) のため評価対象外	53	16	16日/53日＝30.1% ^{※2} > 4週8件 (28.5%) 4週8件として補正対象

※1 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日
※2 小数第2位切り捨て

別紙4 (参考2) ～別紙5 (略)

様式1 (略)

備考